

沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付取扱要領

令和3年4月1日生活環境部長決裁

令和4年3月17日生活環境部長決裁

令和5年3月8日生活環境部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市中小企業者地球温暖化対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の適正な執行を確保するため、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）に規定するもののほか必要な事項を定める。

(設備の性能基準)

第2条 要綱第4条第3項に規定する「別に定める性能基準」は、別表1のとおりとする。

(申請期日)

第3条 要綱第7条に規定する「別に定める日」は、工事着工予定日の14日前の日又は申請日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表 1

LED 照明設 備	(1)対象設備				
	種別		対象範囲		
	1-1. LED 照明器具		灯具、光源、電源、レンズ、ルーバー、カバー・枠、ガード、取付具、リニューアルプレート、リモコン（コントローラ・調光器・人感センサ含む）		
	1-2. LED ダウンライト				
	1-3. LED 高天井用器具				
	1-4. LED 投光器				
	1-5. LED 防犯灯				
	<備考>				
	工事を伴わない管球のみの交換は対象外とする。				
	専用型非常用照明器具・誘導灯（階段通路誘導灯は除く）は対象外とする。				
(2)対象設備の基準値					
種別	性能区分	基準値（基準値 1・2 両方を満たすこと）			
		基準値 1 （以下の A・B いずれかを満たすこと）			基準値 2 演色性
		（基準 A） 固有エネルギー消費効率	（基準 B） 固有エネルギー消費効率と 付属機能		
1-1. LED 照 明器具	昼光色・昼 白色・白色	144lm/W 以上	120lm/W 以上	省エネルギー 効率の高い機 能 ※1 がある こと	Ra80 以上
	温白色・電 球色	102lm/W 以上	85lm/W 以上		Ra80 以上
1-2. LED ダ ウンライ ト （埋込穴 300mm 以 下） ※2	昼光色・昼 白色・白色	114lm/W 以上	95lm/W 以上		Ra70 以上
	温白色・電 球色	96lm/W 以上	80lm/W 以上		Ra70 以上
1-3. LED 高 天井用器 具 （定格光 束 11,000lm 以上） ※3	昼光色・昼 白色・白色	156lm/W 以上	130lm/W 以上		Ra70 以上
	温白色・電 球色	102lm/W 以上	85lm/W 以上		Ra70 以上

	1-4. LED 投 光器	昼光色・昼 白色・白色	105lm/W 以上			Ra70 以上
		温白色・電 球色	90lm/W 以上			Ra70 以上
	1-5. LED 防 犯灯	昼光色・昼 白色・白色 温白色・電 球色	80lm/W 以上			Ra70 以上
	<p>※1. 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能</p> <p>※2. 「ダウンライト」とは、JIS Z8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。</p> <p>※3. 「高天井用器具」とは、JIS Z8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。</p>					
高効率 給湯設 備	要綱第 7 条の規定による補助金の申請の日の属する年度またはその前年度に、国の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金または省エネルギー投資促進支援事業費補助金の指定設備導入事業に係る補助事業者（以下「執行団体」という。）が「業務用給湯器」として予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備					
高効率 空気調 和設備	要綱第 7 条の規定による補助金の申請の日の属する年度またはその前年度に、執行団体が「高効率空調」として予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備					
高機能 換気設 備	<p>以下の(1)～(4)の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象としない。</p> <p>(1) 全熱交換型の換気設備であって、対象室内の換気量が現況換気量以上となるもの</p> <p>(2) 熱交換率 40%以上であるもの</p> <p>(3) 設備導入前に比べて、設備導入後の施設全体または室からの二酸化炭素排出量が削減できるもの（新設の場合は、本補助制度で導入する全熱交換型の換気設備と全熱交換型でない換気設備との比較とする。）</p> <p>なお、削減できる二酸化炭素排出量には、要綱第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する設備のいずれかを同時に導入することによる削減量を加味してもよい。</p> <p>(4) 業務用施設等に設置するもの</p> <p>（住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等または、高い開放性を有し換気の必要のない施設・室に設置するものは除く）</p>					